

第3章 生活環境・自然環境

第1節 生活環境

1. 空き地の環境保全

町では、不良状態にある空き地の所有者又は管理者に対し、空き地の保全について助言または指導をしています。

空き地の雑草除去については、町への処理依頼制度があり、業者委託により処理をしています。また、草刈機及び消毒噴霧機の貸出し制度を設け、所有者自ら行う適正管理のため援助事業も行っています。(毎年5月中に現況調査を実施し、6月に所有者宛て通知を行う。)

指導件数及び町受託件数

項目 \ 年度	15年度	16年度	17年度
指導件数(件)	263	203	176
面積(m ²)	89,190	67,544	56,378
委託件数(件)	128	123	125
面積(m ²)	27,320	26,512	27,548

草刈機の貸出

15年度	16年度	17年度
19 件	21 件	31 件

消毒機の貸出

15年度	16年度	17年度
10 件	3 件	11 件

2. 側溝の汚土収集

自治会や町内会等が行う町道側溝の清掃により発生した汚土等を処理しています。

また、ハエ、蚊等を駆除するため、希望する自治会や町内会等に防疫薬剤を配付しています。

汚土処理量

年度	15年度	16年度	17年度
処理量(t)	17.90	15.99	21.26

3. ダイオキシン類測定結果

町内における土壌・大気の大ダイオキシン類について濃度調査を行いました。調査の結果については、下表に示したとおりです。

(1) 土壌中のダイオキシン類濃度測定結果

埼玉県が実施した町内各地点の土壌中のダイオキシン類濃度測定結果です。

いずれの地点においても、環境基準(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)

である 1,000 pg -TEQ/g 以下となっています。

土壌中のダイオキシン類濃度測定結果

単位 : pg -TEQ/g

調査地点		ダイオキシン類濃度
a	宮前	95
b	木津内	9.2
c	鷺巣	10
d	鷺巣	2.8
e	木津内	12
f	目沼	7.4
g	木津内	3.0
h	目沼	54

(試料採取年月日 平成 16 年 12 月 14 日)

(2)大気中のダイオキシン類濃度測定結果

町が実施した町内各地点の大気中のダイオキシン類濃度測定結果です。

いずれの地点においても、環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）である 年平均 0.6pg -TEQ/m³以下（ダイオキシン類対策特別措置法 H12.1.15）となっています。

（注）1Pg は 1 兆分の 1g

平成 15 年度調査結果（連続 7 日間 午前 11 時から午前 11 時まで）

調査地点	5/20～5/27	8/19～8/26	11/11～11/18	1/27～2/3	年度平均
役場 No.1	0.093	0.088	0.099	0.19	0.12
役場 No.2	0.090	0.086	0.10	0.21	0.12
西排水機場	0.097	0.095	0.11	0.23	0.13
木津内集会所	0.15	0.14	0.20	0.40	0.22

平成 16 年度調査結果（連続 7 日間 午前 11 時から午前 11 時まで）

調査地点	5/13～5/20	7/29～8/5	10/21～10/28	1/20～1/27	年度平均
役場 No.1	0.17	0.036	0.13	0.12	0.11
役場 No.2	0.17	0.038	0.14	0.13	0.12
西排水機場	0.12	0.13	0.21	0.15	0.15
木津内集会所	0.15	0.042	0.15	0.14	0.12

平成 17 年度調査結果（連続 7 日間 午前 11 時から午前 11 時まで）

調査地点	5/19～5/26	7/28～8/4	10/20～10/27	1/19～1/26	年度平均
木津内集会所	0.51	0.078	0.12	0.071	0.19

(3)環境センターのダイオキシン類調査

環境センターでは、焼却施設から排出されるダイオキシン類について調査を行っています。環境センターの焼却能力は、1時間当り 2.625t となっています。

(注) 1ng は 10 億分の 1g

環境センターのダイオキシン類調査

単位：ng-TEQ/m³N

焼却炉名	測定日	濃度	排出基準値
1号炉	H10. 3/27	1.5	-
	H11. 3/26	1.2	
	H12. 3/24	2.4	
	H13. 3/27	0.7	H13. 1～H14.11 80ngTEQ/m ³ N 以下
	H14. 3/27	0.16	
	H15. 4/23	0.18	H14.12～ 5ngTEQ/m ³ N 以下
	H16. 3/10	0.16	
	H17. 3/16	0.23	
H18. 3/9	0.14		
2号炉	H 9. 8/28	1.2	-
	H10. 8/27	1.1	
	H11. 8/26	0.75	
	H12. 8/23	4.4	
	H13. 9/19	0.22	H13. 1～H14.11 80ngTEQ/m ³ N 以下
	H14. 9/19	0.086	
	H15. 9/18	0.39	H14.12～ 5ngTEQ/m ³ N 以下
	H16. 9/16	0.52	
	H17. 9/8	1.6	

4. 彩の国環境クリーン作戦

野焼き等の不適正な廃棄物処理の撲滅、再発防止を徹底して推進するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、悪質業者に対する指導監視を強力に実施しています。

第2節 自然環境

本町は、西地区や泉地区の一部に樹林地帯がわずかに残っていますが、水田がかなりの面積を占めるような土地柄です。また、江戸川、古利根川、中川、倉松川など多くの河川や水路が流れ、緑の多い自然に恵まれているように見えます。

しかし、貴重な雑木林や屋敷林も、ライフスタイルの変化等から徐々に減少しつつあります。また、河川や水路は、護岸がコンクリート化され生物の生息環境も少なくなりつつあります。

1. 樹木・樹林の保存

町では、良好な自然環境を保全するため町内における保存すべき樹木及び樹林を指定し、適切な維持管理を行っていただくため奨励金の交付を行っています。

樹木・樹林の指定基準

区分	指定基準	奨励金の額
樹木	健全で樹容が美観上すぐれ、地域住民に親しまれており、高さが15メートル以上で、地上1.5メートルの幹の周囲が1.8メートル以上であること	1本当たり2,000円 (2本目から1本につき500円を加算)
樹林	健全で整然としており、地元住民の心の安らぎとなっていて面積が1,000㎡以上あること	1㎡当たり10円を乗じた額

平成17年度の指定状況(樹木)

樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	32	シラカシ	4
クス	4	イチョウ	4
マツ	1	モミ	1
ハンノキ	1	エノキ	1
ムク	1	イトヒバ	1
スダジイ	1		
計			51

平成17年度の指定状況(樹林)

場所	面積
杉戸町大字下高野地内	1,598㎡
杉戸町大字下高野地内	1,886㎡
杉戸町大字下高野地内	1,082㎡
計	4,566㎡

2.ふるさとの森・ふるさとの並木道

ふるさと埼玉の緑を守る条例に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している樹林地を「ふるさとの森」として、また、ふるさとを象徴する緑を形成している並木道の存する地域を「ふるさとの並木道」として指定し、保全を図っています。

ふるさとの並木道指定状況

名称	指定年度	所在地	総延長
杉戸町高野台けやき通りふるさとの並木道	平成5年度	杉戸町高野台	2,090m
杉戸町高野台学びの小径ふるさとの並木道	平成5年度	杉戸町高野台	1,521m

平成18年3月31日指定解除